体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

１．目的

本要領、体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という）は、体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る事業者選定について、必要な事項を定めるものとする。

２．業務選定の概要

（１）件名

　　　体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る事業者選定

（２）業務選定の目的

　　当協議会が開発・商品化した『武雄らしさを織り交ぜた体験プログラム』を推進し、国内外の観光客増加につなげるためには、旅行者に体験プログラムをはじめとする武雄の魅力を広く知らしめると共に武雄へ行ってみたいと思わせる効果的な広告宣伝が必要である。

　　広告宣伝にあたっては、その効果を最大限に発揮させるための高度な企画力、提案力、創造力や豊富な実践経験・専門的な知識を有する業者が必要であるため、総合的知見から判断できる公募型プロポーザル方式により業者選定をしたい。

（３）業務の内容

　　　「体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務仕様書」、「体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」による。

３．条件

（１）業務期間

　　　契約日から平成３１年３月２０日まで

（２）予定上限額（消費税及び地方消費税を含む）

　　　１，０８０千円以内

４．実施方式

　　　公募型プロポーザル方式

５．参加資格

参加表明時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（２）武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成２３年訓令第３号）による指名停止を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。

（４）暴力団等に該当しないこと

**・**法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるものを除く。

**・**役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しないこと。

**・**役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

**・**役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しないこと。

**・**役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

**・**暴力的な要求行為を行う者を除く。

**・**法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者を除く。

**・**取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者を除く。

**・**偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者を除く。

**・**その他前各号に準ずる行為を行う者を除く。

（５）その他選定委員会が必要と認めた要件

６．参加の方法

参加表明事業者（以下「事業者」という。）は、武雄市地域雇用創造協議会が指定した期間内に以下の提出書類を必要部数提出しなければならない。

　（１）提出書類・必要部数

　　　ア　様式１　「公募型プロポーザル参加表明書」　１部

　　　イ　様式２　「秘密保持誓約書」　１部

　　　ウ　様式３　「暴力団等に該当しない旨の誓約書」　１部

　　　エ　任意様式「会社概要」　　５部

　　　なお、ア～エの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその

印を必ず押印したうえで提出すること。

　（２）提出方法及び提出窓口

　　　ア　提出方法

　　　　　事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参または郵送すること。

　　　イ　提出窓口

　　　　　〒843-8639　佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10

　　　　　　武雄市地域雇用創造協議会

（事務局：武雄市営業部商工課内）

担当：岩永

　　　　　　電話　0954-23-9183（直通）

　（３）提出期間及び受付期間

　　　ア　提出期間

　　　　　平成３１年１月１８日（金）正午まで　（ただし土、日、祝日を除く。）

　　　イ　受付

　　　　　午前９時～正午まで、及び午後１時～午後５時まで。

７．提供する資料

　　　事業者については、企画提案書等作成のために必要となる以下の資料を提供する。

（１）体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

（２）体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る公募型プロポーザル審査要領

（３）体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務仕様書

８．企画提案書等（資料）の提出

　　参加表明書を提出した事業者は、別途提供する「体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次に掲げる書類を平成３１年１月２４日（木）正午までに提出するものとする。

（１）企画提案書（任意様式）

（２）経費見積書（任意様式）

９．本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

（１）書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は、受け付けない。

（２）提案書提出時に発生した汚損・破損等

提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市地域雇用創造協議会は、一切の責任を持たない。

１０．本プロポーザルに係る提出書類等の著作権

提出書類の著作権は、各参加事業者に帰属するが、本プロポーザルに係る選定結果の公表等に

必要な場合には、武雄市地域雇用創造協議会は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。

ただし、本プロポーザルに関する公表等及び武雄市地域雇用創造協議会が必要と認める場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できることとする。

１１．質疑応答

　　本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。なお、受付期間を

過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものと

する。

（１）受付期間　平成３１年１月１５日（火）から平成３１年１月２１日（月）午後５時まで

（２）受付方法　様式４．「質問票」を下記メールアドレスへ送信すること。なお、未到着を防止

するため、送信後、必ず電話連絡にて着信の確認を行うこと。

　　また、メールの件名を「体験プログラム商品化に伴う広告宣伝プロポーザル質問」とすること。

　　　E‐mail：syoukou@city.takeo.lg.jp

　　　電話連絡先：武雄市地域雇用創造協議会

（事務局：武雄市営業部商工課内）

担当：岩永

　　　　　　　　 0954-23-9183（直通）

（３）回答方法　平成３１年１月２２日（火）までに、質問の有無に係わらず、参加資格を有す

るすべての事業者へ回答する。

１２．審査概要

　　本プロポーザルにおける体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務にあたっては、別途提供する「体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、事業者から提出された企画提案書等内容を審査し決定する。

（１）審査結果

　　ア　結果通知

平成３１年１月２９日（火）までに当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものと

する。

また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

　　イ　結果に関する問い合わせ

　　　審査結果について、平成３１年１月３１日（木）まで書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては「６．参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持

参すること。

１３．日程

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　　　　項 | 実施期間または期日 |
| 参加表明書等提出期間 | 平成３１年１月１８日（金）正午まで |
| 質問受付締切 | 平成３１年１月２１日（月）午後５時まで |
| 質問回答 | 平成３１年１月２２日（火） |
| 企画提案書等提出締切 | 平成３１年１月２４日（木）正午まで |
| 書類審査 | 平成３１年１月２５日（金） |
| 審査結果通知及び選定結果通知 | 平成３１年１月２９日（火）予定 |

　　※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

１４．参加の辞退

　　　参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「辞退届」（任意様式）を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

　なお、提出にあたっては「６．参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ、持参・郵送により提出するものとする。

１５．その他

（１）事業者から提出された書類等については、返却しない。

（２）参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。

　（３）事業者候補の決定までに、地方自治法第１６７条の４に該当することになった場合は、優先

交渉権を喪失するものとする。

　（４）事業者選定後、約定書を締結する際には、双方協議のうえ事業の詳細についての仕様を定め

る。

様式１

平成　年　月　日

武雄市地域雇用創造協議会会長　小松政　様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

参加表明書

体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る事業者選定プロポーザルについて、関係書類を添えて参加します。

なお、本プロポーザルへの参加条件についてはすべて満たしており、また本参加表明書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．件名　　体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る事業者選定

２．添付書類

　（1）秘密保持誓約書（様式２）　　　１部

　（2）会社概要（任意様式）　　　　　５部

３．問い合わせ先

　　担当者氏名：岩永

　　所　　　属：武雄市地域雇用創造協議会　（事務局：武雄市営業部商工課内）

　　電話番号：0954-23-9183（直通）

　　　ＦＡＸ番号：0954-23-3816

E‐mail：syoukou@city.takeo.lg.jp

様式２

秘密保持誓約書

体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る事業者選定プロポーザルへの参加に際し、武雄市地域雇用創造協議会より開示される秘密文書について、以下のとおり取り扱うことを確認します。

① 秘密文書は、企画、技術提案にのみ利用し、関連するもののみ閲覧する。

② 秘密文書の取り扱いに関し、使用者・保管場所を厳重に管理する。

③ 提案終了時にはすべての機密情報を廃棄する。

④ 個人情報保護に関する法令等を遵守する。

⑤ 秘密情報を武雄市地域雇用創造協議会から開示された側の責により、発生した武雄市地域雇用創造協議会の損害を賠償する責めを負うものとする。

平成　年　月　日

武雄市地域雇用創造協議会会長　小松　政　様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

連絡先（担当者名）

　　　（電話番号）

　　　（ＦＡＸ番号）

　　　（Ｅ－mail）

様式３

**暴力団等に該当しない旨の誓約書**

当社は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成　　年　　月　　日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

様式４

体験プログラム商品化に伴う広告宣伝業務に係る事業者選定プロポーザル

質　　問　　票

|  |  |
| --- | --- |
| 質問日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 事業者名等 | 事業者名 |  |
| 住所 |  |
| 担当者 | 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
| 件　　　名 |  |
| 【内容】 |

（これより下部は武雄市地域雇用創造協議会で記入しますので事業者の方は記入しないでください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答　日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 【回答】 |

●上記の質問に対する回答